（別添）

**仕様書**

１　業務の名称  
令和６年度鳥取県道路企画課が所管する大型橋梁点検車の車検委託業務

２　業務の範囲  
大型橋梁点検車（ＢＴ―４００）（以下「車両」という。）に対して、次に掲げる業務

（１）基本点検項目に係る業務  
道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号。以下「法」という。）第６２条の規定に基づく継続検査（以下「車

検」という。）に係る業務で、自動車点検基準（昭和２６年運輸省令第７０号）及び道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）に適合するものとして、各表の基本点検項目の項において入札対象としているもの

（２）追加点検項目に係る業務

車検に係る（１）以外の業務で、各表の追加点検項目の項において入札対象としているもの

（３）その他に係る業務  
車検に係る（１）以外の業務で、各表のその他の項において入札対象としているもの。

３　種別（車種）、登録番号、点検の種類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種別（車種） | 登録番号 | 点検の種類 |
| 橋梁点検車 | 鳥取800は８６１ | 車検（法定費用の支払を含む。） |

４　この業務の対象外の部品の交換等

（１）受注者は２の業務の実施において、国の定める保安基準への適合等のため、この業務の対象とならない部品の交換、調整等（以下「対象外部品交換等」という。）が必要な場合には、発注者とその内容について協議しなければならない。

なお、発注者は対象外部品交換等が必要と判断した場合は、当該費用をこの業務の対象外経費として、別途発注等の手続きを行う。

（２）点検整備に使用する部品は原則として純正品とする。

受注者は、やむを得ず純正品以外の部品を使用する場合は、JIS規格品又は同等品を使用することとし、当該部品の使用についてあらかじめ発注者の了解を得なければならない。

（３）２の業務の作業のうち、発注者が指定するものについては、作業前後・作業中の写真を発注者へ提示し、発注者の確認を受けなければならない。

５　納入場所

鳥取県鳥取市桜谷　卯垣正蓮寺線（邑法高架橋）高架下

６　その他

（１）受注者は、点検に係る業務の完了後、直ちに業務完了報告書（点検整備記録簿）を発注者に提出し完了検査を受けなければならない。

（２）受注者は（１）の完了検査に合格したときは、当該業務に要する費用を発注者に請求することができる。

（３）車検に係る法定費用（重量税及び検査手数料）については、受注者において検査機関に対して支払うものとする。

なお、受注者は（２）にかかわらず、法定費用については発注者に前金払の請求をすることができる。

法定費用の領収書等は、業務完了報告書（点検整備記録簿）に添付して提出しなければならない。

その他車検に必要な自賠責保険については別途発注者が手続きを行い車検日までに保険証書を受注者に送付するものとする。

（別表１）

＜車検＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 内　容 | 摘　要 |
| **基本点検項目** | 点検項目詳細については、「点検整備記録簿」の該当項目により行うものとする。 | **入札対象**  【点検整備記録簿】  特種用途、大型貨物、大型特殊、大型特種（建設機械）  （点検基準「事業用自動車等　別表第３」による。） |
| **追加点検項目** | 上記、基本点検項目以外については、別記１「点検項目表」の○印項目のみ実施。  なお、同表中の※印の項目については交換部品代、オイル代、塗料代等を含んだ費用とする。 | **入札対象**  （注）左記該当項目以外は入札対象外とする。 |
| **その他** | 自動車重量税 | **入札対象** |
| 印紙代 |
| 車検代行手数料 |
| 保安確認点検費用 |
| 車両運搬・引取納車費 |